

契約概要と注意喚起情報について

この書面は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要」および「注意喚起情報」として記載したものです。

ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。「契約概要」および「注意喚起情報」はご契約内容のすべてを記載するものではありません。ご不明の点がございましたら、全労済までお問い合わせください。なお、ご加入後にご契約内容となる重要事項（「契約規定」）を掲載した「ご契約のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容をご確認いただきますようお願いいたします。

2017年2月改定版

ねんきん共済

個人年金共済

ご契約のてびき

確定年金・家重型

契約概要

《契約概要》は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご加入にあたって

出資金を払い込み、各都道府県生協の組合員となった方が契約者になることができます。

加入を希望される際は申込書に記載されている質問表への回答が必要です。質問表に該当する場合または全労済が申込内容の確認の結果、加入できない場合があります。

被共済者（加入者）になることができる方

- 契約者、契約者の配偶者（内縁関係にある方を含みます。ただし、契約者または内縁関係の方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです）
 - 同一生計で、契約者または契約者の配偶者の子、父母（継父母を含みます）、孫、兄弟姉妹および子の配偶者（嫁・婿）
- ※同一生計とは、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することであり、同居である必要はありません。

※税制適格タイプの場合は次の方が加入者となることができます。

- 契約者
- 契約者の配偶者（内縁関係は除きます）

共済商品のしくみと特徴

ねんきん共済は、掛金を払い込んでいただき、契約者ご自身が選択された年齢よりご契約された年金（契約年金）をお受け取りいただく共済です。

(1) 契約年金は確定年金、保障型は家重型です。

①確定年金

確定年金は、ご契約の年金支払期間、加入者の生死にかかわらず支払われる年金です。

②家重型

年金開始日の前日までに加入者が死亡した場合は家族年金を、重度障がいとなった場合は重度障害年金をお支払いします。また、不慮の事故等により全労済の定める所定の身体の状態となった場合には以後の掛金の払い込みが免除されます。

確定年金・家重型の給付型・払込方法は下表のとおりです。

確定年金	給付の型		払込方法
家重型	定額型	毎年受け取れる年金の額が一定です。	分割払い (月・半年・年)
	逓増型	2年目以降、毎年、初年度年金額の5%ずつ増額します。	

(2) 税制（所得税・住民税）上の特典

掛金は生命保険料控除の対象となります。また、一定の要件を満たすことで、個人年金保険料控除の対象とすることができます。

加入年齢と年金開始年齢

加入できる年齢（発効日現在の満年齢）の範囲は、確定年金の支払期間によって異なります。

契約年金	受取期間	加入年齢	年金開始年齢	払込期間
確定年金	5年	満40歳～満60歳	満55歳～満65歳 ※掛金払込期間は最低5年間。	5年～25年
	10年・15年	満15歳～満60歳		5年～50年

税制適格タイプの場合は次のとおりです。

契約年金	受取期間	加入年齢	年金開始年齢	払込期間
確定年金	10年・15年	満15歳～満55歳	満60歳～満65歳	10年～50年

契約できる限度（契約年金共済金額の単位と限度額）

- 契約年金共済金額は12万円を1口として、加入者1人につき最高90万円（7.5口）までです。
加入口数は、1口単位で設定していただきます。ただし、最高限度額の満額90万円まで加入の場合は、7.5口となります。追加加入の場合も1口単位となりますが、既加入分と合わせて満額になるときは、0.1口単位で加入いただけます。なお、すでに個人年金共済（ねんきん共済S型含む）に加入いただいている場合は、現在お持ちの契約年金共済金額と合わせて最高90万円、団体ねんきん共済・新団体年金共済にご加入いただいている場合は、現在お持ちの契約年金共済金額と合わせて最高120万円となります。
- 契約年金共済金額の最低限度は契約年金と加入年齢により以下のとおりです。

契約年金		加入年齢	
		15歳～39歳	40歳～60歳
確定年金	家重型	5年	加入できません
		10年・15年	24万円（2口）
		24万円（2口）	

《注意》

①複数同時加入について

複数の契約に同時に加入される場合も、契約ごとに上記の額が最低限度となります。ただし年金開始日を同一とする等一定の条件を満たすことにより、契約年金共済金額12万円（1.0口）以上で加入できる場合があります。

②追加加入の場合

追加で加入される場合も、上記の額が最低限度となります。ただし、すでに加入の契約と年金開始日を同一とする等一定の条件を満たすことにより、契約年金共済金額12万円（1.0口）以上で加入できる場合があります。

加入にあたっての制限

(1) 職業に関して

保障開始日において次のご職業に従事している方は、加入することはできません。

- 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
- 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
- 潜水、潜函、サルベージ等に従事する方
- 坑内、隧道内作業に従事する方
- 近海または遠洋漁業の船舶乗組員
- 1,000トン未満の船舶乗組員
- その他全労済が指定する職業に従事する方

(2) 健康に関して

加入をご希望の場合は、質問表へ回答いただきます。病気やけがの内容、発病・発生した時期等によって、加入できない場合があります。また、全労済の定める重度障がいの状態にある方も加入することはできません。

共済期間（契約期間）

契約の共済期間（以下「契約期間」といいます）はP.2注意喚起情報「契約の成立と効力の発生について」に規定する契約の発効日からP.3注意喚起情報「契約の消滅について」に規定する契約の消滅の日までです。

掛金の払込方法と払込場所について

共済掛金（以下「掛金」といいます）の払込方法は、月払い・半年払い・年払いです。

※口座振替払いをする場合には、全労済が指定する振替日までに掛金相当額を払い込んでください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。

※同一の指定口座から2件以上の全労済の契約（マイカー共済・全労済の住まいる共済・個人長期共済等）の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。

※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

確定年金の掛金は前納することができ、前納期間に応じた割引があります。

前納を希望される方は、全労済までお申し出ください。

共済金のお支払いについて（年金開始日以降）

加入者が生存して年金開始日を迎えたときにお支払いします。

(1) 年金開始日

契約年金の支払開始日をいいます。ご加入者が契約年金の年金開始年齢に達する日の翌日以後において、最初に到来する発効日の年応当日（発効日の同月同日）となります（実際の年金支払日は異なります）。

(2) 支払期間

確定年金は、年金開始日以降、支払期間中、加入者の生死にかかわらず受け取れます。なお、支払期間中に加入者が死亡された場合は、その残りの期間の年金を「遺族確定年金」としてお受け取りになれます。

(3) 年金額

初年度年金額は契約年金共済金額（増額年金がある場合はその額を加えたもの）となります。

※定額型の場合、2年目以降の年金額も初年度年金額と同額となります。
※通増型の場合、2年目以降の年金額は初年度年金額の5%ずつ増額した金額となります。

(4) 受取方法

契約年金は、毎年1回お受け取りになります。初年度年金額によっては、年2・4・6回の受け取りを年金開始時に選択することができます。この場合、最初の年金の支払いとなる基準日(実際の年金支払日は異なります)は、年2回の受け取りでは年金開始日の6ヵ月後、年4回の受け取りでは年金開始日の3ヵ月後、年6回の受け取りでは年金開始日の2ヵ月後となります。

《注意》

※支払期間分の確定年金、遺族確定年金は、全期間または残りの期間分を一括受け取りすることもできます。ただし、受取額は、予定利率で割り引いた年金の現価となり、年金で受け取るよりも少ない額となります。また、払い込んだ掛金の総額を下回る場合もありますので、事前に確認してください。

共済金のお支払いについて(年金開始日前)

(1) 家族年金

加入者が、年金開始日の前日までに死亡された場合、遺族の方がお受け取りになります。

① 支払期間 加入者の死亡日から10年間

② 年金額 初年度年金額は契約年金共済金額の2倍の額となります。

※定額型の場合、2年目以降の年金額も初年度年金額と同額となります。

※通増型の場合、2年目以降の年金額は初年度年金額の5%ずつ増額した金額となります。

③ 受取方法 死亡日から1年ごとに支払われます。

※支払期間分の家族年金は、全期間分または残りの期間分を一括受け取りすることもできます。ただし受取額は、予定利率で割り引いた年金現価となり、年金で受け取るよりも少ない金額となります。

(2) 重度障害年金

加入者が、発効日以後に生じた疾病または傷害によって、年金開始日の前日までに全労済の定める「重度障害等級表」の状態に該当した場合にお受け取りになります。

① 支払期間 重度障がい確定の日から年金開始日の前日または死亡日、もしくは重度障がい状態ではなくなった日までの間、支払われます。

② 年金額 初年度年金額は契約年金共済金額となります。

※定額型、通増型ともに2年目以降の年金額も初年度年金額と同額となります。

③ 支払方法 重度障がい確定の日から1年ごとに支払われます。

※年金開始日以降は、契約年金が支払われます。また、年金開始日の前日までに死亡された場合は、家族年金が支払われます。

割り戻し金について

毎年5月末の決算によって剰余が生じた場合は、割り戻し金としてお戻しします。割り戻し金は次のような取り扱いとなります。

(1) 年金開始日の前日までの割り戻し金

年金開始日の前日までの割り戻し金は、年金開始日まで全労済所定の利息をつけてすえ置き、年金の買い増しにあてられます。これを増額年金といいます。

※契約者から請求があったときには、その都度お支払いします。ただし、税制適格タイプの場合、任意の請求はできません。

(2) 年金開始日以降の割り戻し金

毎年すえ置いて5年ごとに「長寿祝金」としてお支払いします。

年金・共済金の請求について

(1) 年金・共済金の支払事由が発生した場合は、直ちに全労済へご連絡ください。ご連絡をいただき、請求書等必要な書類一式をお送りしますので、受取人の方は遅滞なく年金・共済金の請求を行ってください。

(2) 契約年金については、年金開始日が近づきましたら全労済から契約者に年金請求書等必要な書類一式をお送りしますので手続きをお願いします。

(3) 年金・共済金の支払事由が発生した場合は年金開始日を迎えた場合は、速やかにご連絡ください。年金・共済金をご請求いただける権利は、年金・共済金の支払事由が発生した日の翌日または年金開始日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

年金の受取人

(1) 年金の受取人は次のとおりです。

① 契約年金・重度障害年金の受取人(年金の受取人)は加入者となります。

② 遺族確定年金・家族年金の受取人(死亡共済金の受取人)は契約者となります。ただし、契約者と加入者が同一の場合は、ア～オの順序になります。なおイ～オの中では列記の順序となります。

ア. 契約者の配偶者

イ. 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた、契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

ウ. 契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた、契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

エ. イ以外の契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

オ. ウ以外の契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※イ～オにおいて、同順位の共済金受取人が2人以上いるときは、代表者を1人定めていただきます。

(2) 受取人を指定する場合

① 契約年金(確定年金)

契約者と加入者が同一人でないときは、年金開始時に加入者の同意および全労済の承諾を得て契約者を契約年金の受取人に指定することができます。

※税制適格タイプの場合、契約年金の受取人は加入者となり、指定することはできません。

② 重度障害年金

重度障害年金は受取人を指定することはできません。

③ 遺族確定年金・家族年金

契約者は支払事由の発生するまでは所定の書類により、加入者の同意および全労済の承諾を得て、上記(1)の②の死亡共済金受取人の順位または順序を変えること、または上記(1)の②以外の契約者の親族に死亡共済金受取人を指定し、または変更することができます。

また、死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の受取人に共済金を支払ったときはその支払い後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。

※税制適格タイプの場合、加入者の死亡時に契約者またはその配偶者が生存しているときは、指定がなかったものとして契約者またはその配偶者が死亡共済金受取人となります。

年金・共済金の分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事によるときは、年金・共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

契約期間の途中で変更する事柄について

契約期間の途中で、掛金の額等を変更する場合があります。この場合には、厚生労働大臣の認可を得て契約者にお知らせします。

注意喚起情報

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

クーリングオフについて

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。クーリングオフをする場合、書面に以下に記載の内容およびクーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、全労済に提出してください。

詳しくは全労済までお問い合わせください。

(1) 契約年金(確定年金の場合、支払期間含む)

(2) 保障型

(3) 給付型

(4) 年金開始年齢

(5) 申込日

(6) 契約者の氏名・住所

(7) 加入者の氏名

加入申込書および質問表のご記入にあたってのお願い

(1) 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。加入を希望される場合は質問表についてご回答ください。特に、質問表(健康状態等についての質問)について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

(2) 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者(契約者)に通知します。

(3) 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日(申込書の質問表への回答日)とします。

申込書に申込日(告知日)の記入がなかった場合は、申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日(告知日)とします。

① 全労済窓口：全労済の窓口受付日

② 郵送：消印日

消印日が判読不明の場合は、全労済受付日を申込日(告知日)として取り扱います。

契約の成立と効力の発生について

全労済が加入を承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始(発効)します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

(1) 申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合

契約の効力は初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から発生(発効)します。

※申込書のご提出が初回掛金の払込日より遅くなられた場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。

※初回の掛金は、申込日からその日を含めて1ヵ月以内に、全労済窓口あるいは全労済の指定した金融機関から払い込みください。申込日から1ヵ月を過ぎますと、契約が不成立となり、再度お申し込みいただくことになります。

- (2)口座振替(口振)により初回掛金を払い込む場合(郵送加入)
 契約の効力は申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効)します。
 ※ご指定の口座から初回掛金の振り替えができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。全労済が指定する振替日までにご指定の口座へ払い込みください。
 ●特にご注意ください
 発効日(申込書投函消印日の翌々月の1日)現在の満年齢での加入となります。

掛金の払込猶予期間と契約の失効について

- 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヶ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。
 この場合、その旨を契約者に通知いたします。
 (1)発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
 (2)発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効当日の午前零時
 ●失効した場合は、解約返戻金相当額(すえ置き割り戻し金等がある場合は、これを加えた額)から未納掛金等を差し引いた額をお支払いします。

年金・共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

契約者または加入者が年金・共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が年金・共済金等を請求すること(年金・共済金等の請求のほか、契約年金の支払回数の変更および契約年金開始時に年金開始後のすえ置き割り戻し金の支払方法の選択も含みます)ができます(「指定代理請求制度」といいます)。
 また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に年金・共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者または加入者の代理人となりうる方(代理請求人)が年金・共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。
 なお、契約年金受取人と契約者が異なる場合は、年金開始日に契約承継が発生するため、年金開始日前に指定代理請求人を指定していても、その指定は年金開始日に取り消されます。年金開始後は、契約年金受取人が指定代理請求人を指定いただくことが可能ですので、必要に応じ、再度ご指定ください。
 詳しくは全労済までお問い合わせください。

契約内容に関する届け出について

- 契約者は次の場合、全労済へ連絡してください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。
 (1)契約者または加入者の氏名を変更したとき(共済金受取人や指定代理請求人を含む)
 (2)契約者の住所を変更したとき
 (3)続柄が変更となったとき
 (4)海外に長期滞在することになったとき

共済金等が支払われない場合

次に該当する場合は共済金をお支払いできません。下記に記載されている事由はすべてではありません。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

(1)共通	①告知義務違反(申込書や質問表への回答に事実でないことを記載したり事実を記載しなかったとき) ②契約が解除されたとき ③契約が無効となったときや、詐欺等により取り消されたとき など
(2)遺族確定年金	遺族確定年金の受取人が故意に加入者を死亡させたときは、遺族確定年金をお支払いしません。この場合、遺族確定年金の受取人は他の資格者に移ります。
(3)家族年金	①加入者が発効日から1年以内に自殺したとき ②加入者の犯罪行為により死亡したとき ③共済金受取人が、故意に加入者を死亡させたとき、ただし、その受取人が共済金の一部の受取人である場合には、その全額を他の共済金受取人にお支払いします。 ④契約者が故意に加入者を死亡させたとき
(4)重度障害年金	①加入者が発効日から1年以内に自殺行為により重度障がいとなったとき ②加入者が故意(自殺行為を除く)により重度障がいとなったとき ③加入者の犯罪行為により重度障がいとなったとき ④契約者が故意に加入者(契約者と同一人である場合を除く)を重度障がいとさせたとき ※重度障害年金が支払われない場合であっても契約は継続します。

詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
 ※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いしません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。
 ※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

共済金の不法取得目的による契約の無効について

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。
 ※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。
 ※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

契約の無効について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。
 (1)加入者が発効日にすでに死亡していたとき
 (2)加入者が発効日に、契約概要「被共済者(加入者)になることができる方」の範囲外であったとき
 (3)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
 (4)契約者の意思によらず契約の申し込みがされたとき
 (5)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
 ※すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。
 ※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

解約と解約返戻金について

契約者は、契約年金開始日の前日までに限り、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。ただし、契約年金開始後および家族年金または重度障害年金の支払期間中の解約はできません。
 解約する場合、全労済所定の解約届を提出してください。解約返戻金をお支払いします。なお、すえ置き割り戻し金等がある場合はあわせてお支払いします。

※契約後短期間で解約したときの返戻金はほとんどありません。また、一定期間を経過するまでは、払い込まれた掛金相当額を上回ることはありません。

債権者等による解約および共済金受取人による契約の存続について

債権者等から解約の届け出がされた場合であっても、1ヶ月以内に契約者以外の親族または被共済者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、全労済の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくは全労済までお問い合わせください。

契約の解除について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
 (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
 (2)契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させまたは発生させようとしたとき
 (3)契約者、加入者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有しているときと認められるとき
 *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
 (4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
 (5)前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
 (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
 ※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いしません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
 ※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。
 ※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくは全労済までお問い合わせください。

契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- (1) 確定年金のお支払いが終了した場合
- (2) 遺族確定年金のお支払いが終了した場合
- (3) 家族年金のお支払いが終了した場合

契約義務の承継

- (1) 契約者は、契約年金開始日の前日までに限り、加入者の同意を得て、契約の権利と義務を全労済の定める範囲で新たな契約者に承継させることができます。
- (2) 年金の受取人が契約者と同一人でない場合には、契約年金が開始される日より契約者の契約に関する権利義務は年金の受取人に承継されます。この場合、契約の承継人となった方は、全労済の組合員となつていただきます。
- (3) 契約者が死亡された場合には、加入者が契約者の相続人の同意および全労済の承諾を得て、契約の権利義務を承継、新たな契約者となることがあります。

掛金の生命保険料控除について

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。

- (1) 生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者※その他の親族である契約」となりますのでご注意ください。
※内縁関係にある方は対象となりません。
- (2) 税制適格タイプの掛金は、個人年金保険料控除の対象となり、一定の額が契約者のその年の所得から控除されます。
※税制適格タイプにするには、以下の要件をすべて満たす契約となります。

- ① 掛金の払込方法が分割払いであること。
- ② 加入者の範囲が、契約者およびその配偶者（内縁関係にあるものを除く）であること。
- ③ 発効日現在における加入者の年齢が、満15歳～満55歳までであること。
- ④ 契約年金の受取人は加入者とする。
- ⑤ 掛金の払込期間（積立期間）が10年以上であること。
- ⑥ 確定年金の場合は、年金の開始年齢が満60歳以上であること、また、支払期間が10年以上であること。

個人情報保護に関する事項

全労済は、組合員・お客さまから信頼される共済生活協を旨とし、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積立を行って行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これらも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください）。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて

1. 苦情のお申し出先について

全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。

苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。なお、全労済ホームページでも受け付けております。

◆全労済 お客様相談室

- ・専用フリーダイヤル 0120-603-180
- ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)
- ・ホームページ <http://www.zenrosai.coop>

2. 裁定または仲裁の申し立てについて

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。

共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。

なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづき法務大臣の認証を取得しています。

■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

- ・電話 03-5368-5757
- ・受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしていません。

納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

組合員について

1. 組合員の資格

- (1) この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができ、
- (2) この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- (2) この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- (3) 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

5. 除名

- (1) この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
 - ① 3年間この組合の事業を利用しないとき
 - ② この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2) 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3) この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいで各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願ひしています。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

- ◇掛金の払込方法一月払いの場合1,200円(毎月100円×12ヵ月) 半年払いの場合1,000円(1回500円×2回)
- 年払いの場合1,000円(1回のみ) 一時払いの場合1,000円(1回のみ)